

平成 1 9 年 2 月 2 7 日 (火曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (2 0 名)

1 番	新 宮 征 一	議員	2 番	佐 藤 毅	議員
3 番	鴨 田 俊 廣	議員	5 番	木 村 寿 太 郎	議員
6 番	松 田 孝	議員	7 番	猪 倉 謙 太 郎	議員
8 番	石 川 忠 義	議員	9 番	鈴 木 賢 也	議員
1 0 番	荒 木 春 吉	議員	1 1 番	柏 倉 信 一	議員
1 2 番	高 橋 勝 文	議員	1 3 番	高 橋 秀 治	議員
1 4 番	佐 藤 良 一	議員	1 5 番	佐 藤 暘 子	議員
1 6 番	川 越 孝 男	議員	1 7 番	内 藤 明	議員
1 8 番	那 須 稔	議員	1 9 番	佐 竹 敬 一	議員
2 0 番	遠 藤 聖 作	議員	2 1 番	伊 藤 忠 男	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
奥 山 幸 助 選 挙 管 理 委 員 会 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)	片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
秋 場 元 総 務 課 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長	三 瓶 正 博 税 務 課 長
有 川 洋 一 市 民 生 活 課 長	浦 山 邦 憲 建 設 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 一 好 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安孫子 政 一 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	斎 藤 健 一 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 課 長	荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長
兼 子 良 一 病 院 事 務 長	芳 賀 友 幸 教 育 長
熊 谷 英 昭 学 校 教 育 課 長	菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	安孫子 雅 美 監 査 委 員
宇 野 健 雄 水 興 査 務 局 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第 1 号

第 1 回定例会

平成 19 年 2 月 27 日（火曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- （ 1 ）議員の異動について
- （ 2 ）定例監査結果等報告について
- （ 3 ）第 9 3 回市議会議員共済会代議員会の報告について
- （ 4 ）総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- （ 1 ）寒河江市国民保護計画について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 7 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 8 議第 3 号 平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 議第 1 号 平成 18 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）
- ” 13 議第 2 号 平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 14 議第 4 号 平成 18 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）
- ” 15 議第 5 号 平成 19 年度寒河江市一般会計予算
- ” 16 議第 6 号 平成 19 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 17 議第 7 号 平成 19 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 18 議第 8 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 19 議第 9 号 平成 19 年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 20 議第 10 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 21 議第 11 号 平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 22 議第 12 号 平成 19 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- ” 23 議第 13 号 平成 19 年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 24 議第 14 号 平成 19 年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 25 議第 15 号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第 16 号 寒河江市副市長定数条例の制定について
- ” 27 議第 17 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- ” 2 8 議第 1 8 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - ” 2 9 議第 1 9 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 - ” 3 0 議第 2 0 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - ” 3 1 議第 2 1 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - ” 3 2 議第 2 2 号 寒河江市土地開発基金条例の廃止について
 - ” 3 3 議第 2 3 号 寒河江市市税条例の一部改正について
 - ” 3 4 議第 2 4 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
 - ” 3 5 議第 2 5 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
 - ” 3 6 議第 2 6 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - ” 3 7 議第 2 7 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
 - ” 3 8 議第 2 8 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
 - ” 3 9 議第 2 9 号 土地の処分について
 - ” 4 0 請願第 1 号 「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願
 - ” 4 1 請願第 2 号 すべてのひとのワークルール確立をめざす請願
 - ” 4 2 請願第 3 号 日豪 E P A に関する意見書の提出を求める請願
 - ” 4 3 施政方針説明
 - ” 4 4 議案説明
- 散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

開 会 午前 9 時 3 0 分

新宮征一議長 おはようございます。ただいまから平成19年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、市の広報統計係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において、7 番猪倉謙太郎議員、15 番佐藤陽子議員を指名いたします。

会 期 決 定

新宮征一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成 19 年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 22 日午前 9 時 30 分から議会第 2 会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から 3 月 15 日までの 17 日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、3 月定例会に限り即日採決できる補正予算ではありますが、協議の結果、議第 3 号平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）の 1 案件とすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 15 日までの 17 日間と決定いたしました。

第 1 回定例会日程

平成 19 年 2 月 27 日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
2月27日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、人権擁護委員の候補者 推薦、報告、議案上程、同説 明、委員会付託、質疑・討論 ・採決、議案・請願上程、施 政方針説明、議案説明	議 場
	本会議終了後	総務委員会	副 委 員 長 の 互 選	第 2 会 議 室
2月28日(水)	午前9時30分	本 会 議	総務委員会副委員長互選結果 報告、質疑、予算特別委員会 設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 1日(木)	休 会			
3月 2日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 3日(土)	休 会			
3月 4日(日)	休 会			
3月 5日(月)	休 会			
3月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(水)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室

3月 7日(水)	午前9時30分	文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月 8日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月 9日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月10日(土)		休	会	
3月11日(日)		休	会	
3月12日(月)		休	会	
3月13日(火)		休	会	
3月14日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月15日(木)	午前9時30分	本会議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 議員の異動についてであります。去る平成 19 年 1 月 26 日付で椋津博士氏から平成 19 年 2 月 1 日をもって議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、同年 1 月 26 日、これを許可いたしましたので、会議規則第 139 条第 2 項の規定により御報告いたします。

次に、(2) 定例監査結果等報告について

(3) 第 93 回市議会議員共済会代議員会の報告について

(4) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市国民保護計画について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市国民保護計画について御説明申し上げます。

寒河江市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、本市の武力攻撃事態等における国民保護措置の実施方法などを定めたものであります。計画の内容につきましては、去る 2 月 19 日の全員協議会において御協議いただいておりますので、これにより報告にかえさせていただきます。以上です。

質 疑

新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

新宮征一議長 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 3 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し、意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第 6、報告第 1 号及び日程第 7、報告第 2 号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第 1 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月2日に、若葉町地内において歩行者が市道の舗装の欠損箇所で転倒し、負傷した事故について示談するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

報告第 2 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月18日に、本町一丁目地内において市有自動車が車両と接触した交通事故について示談するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。以上です。

質 疑

新宮征一議長 ただいまの報告第 1 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 お尋ねをしたいわけでありますけれども、市道の欠損箇所というふうになりますというと、道路の管理者側の責任、過失といえますか、そういうものに基づいて損害を補償するというふうになるんだというふうに思うんですけれども、そうした場合の行政の公正さを担保するために、こういう場合の基準というものはどういうふうなことになっているのか。どういう判断で補償なされているのか。この点、お尋ねをしたいと思います。

新宮征一議長 建設課長。

浦山邦憲建設課長 お答えします。御案内の場所については、舗装に穴がありまして、それにつまずいて転んだというような内容でございまして、これについては道路賠償責任保険ということで設定しておりますので、その保険屋の段階で保険を支払っております。

その過失の割合ですけれども、これについては今までの保険の対応の中で一般的な流れの中で、今回のものについては市の過失が 7 割、それから本人の過失が 3 割ということで、そういう中でその保険屋のこれまでの状況ですか、その中で過失割合を設定をしているというような内容です。以上です。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 こういうふうなものは広く市民に対して公平であらなければならないというふうに思うんですけれども、そういう損害を受けた場合に本人から申し出があった場合、市では保険に入っている中で、そこの中で対応するというのが、そういう制度があるということも含めて、もっと市の側に過失があるかどうか、そういうようなことで保険屋にかかってみて初めてわかるというふうなことであるのか、そうでなくて、そういう場合には市の管理側に問題がある場合には市民には請求権があるんだとかいうふうなことが公正にというか、的確に市民に周知されておくべきでないかというふうな意味で基準というふうなこともお尋ねをしたんです。ぜひ今後、公平な行政が行われるように検討いただきたいということを申し上げておきます。

新宮征一議長 報告第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第 8、議第 3 号についてを議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第 9、議案説明であります。

佐藤市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 3 号平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、審査判定会議の開催回数の減少などに伴う委員報酬の減額と、介護認定審査会共同設置負担金の減額に伴う財源調整を行うものであります。

その結果、21 万 3 千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,439 万 2 千円とするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

新宮征一議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成議員 挙手)

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第12、議第 1 号から日程第42、請願第 3 号までの31案件を一括議題といたします。

施政方針説明

新宮征一議長 日程第43、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成19年第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成19年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申し上げます。

日本経済は消費動向に弱さが見られるものの、企業部門が好調さを維持しており、今後も民需中心の景気回復が続くものと見込まれております。しかしながら、こうした回復基調は大都市から離れた地方にまでは十分波及しておらず、税収の大きな伸びは期待できない状況となっております。さらに、国においては、地方歳出にはまだ削減の余地があるとして地方財政計画を毎年縮小しており、これに伴い、地方交付税は減少し、景気回復が十分行き届かない地方の財政は年々厳しさを増しております。

本市におきましては、税収の減少については歯どめがかかったものの、地方交付税については引き続き減少するなど、歳入の伸びが期待されない中で、医療・福祉等の社会保障関係諸費や公債費などの経費が増高するなど、厳しい財政運営が余儀なくされております。

このため、事務事業の見直しや経常経費の削減など、行財政改革の断行により財源の確保を図りながら、市民生活や福祉サービスの向上に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、事業厳選により市債借入を抑制し、健全財政の維持に努めてまいります。

昨年、第5次寒河江市振興計画と寒河江市行財政改革大綱がスタートし、さらに寒河江市教育振興計画が策定されるなど、21世紀初頭の寒河江市において、美しく品格あるまちづくりが新たな一歩を踏み出した年でありました。

本年度は、市役所庁舎開庁40周年を初め、神輿の祭典が25回目、ギレスン市との姉妹都市締結、フラワーロードの開始から20年、チェリーランド・グランドオープンから15年、グラウンドワーク事業として二の堰親水公園で開催している水辺の夜会が10回目、花咲かフェアINさがえが5回目となり、これまで取り組んできた大きな事業が記念すべき節目の年を迎えることとなります。それぞれが本市のまちづくりを象徴するものであり、最初に取り組んだときの初心に返りながら、新たなまちづくりを思い描きたいと考えております。

本市の美しい自然環境と悠久の昔から培われてきた歴史、地域ではぐくまれてきた文化、ここに暮らしてきた心豊かな人たち、これらすべてがかけがえのない本市特有の財産であります。

第5次振興計画は、これまで築き上げてきたまちづくりを継承し、さらなる発展を目指すため、10年間のまちづくりを方向づけるものであります。将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市（まち）寒河江」を描いていくため、感性豊かで情緒あふれるまちを目指し、「より美しく、より豊かに、より元気に」、将来とも誇り得るまちとなれるよう、特に歴史・文化に関する分野に力点を置き、さまざまな施策を展開しようとして決したところであります。

行財政改革大綱は、市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立を目指し、将来においても活力のある「気品ただよう美しい都市（まち）」を創造するために策定いたしました。

本年度は民間のノウハウを活用し、みなみ保育所や市民浴場の管理運営に対する指定管理者制度の導入を初め、図書館の図書管理業務や西根小学校給食調理業務の民間委託、地区公民館長及び図書館長の民間人登用など、市民と行政の協働による行財政運営を行ってまいります。

また、定員・給与の適正化や事務事業の見直しを継続的に行うとともに、電子申請の本格的稼働など、実施計画に基づき、着実に実行へと移し、市民サービスの向上を図ってまいります。

昨年策定されました教育振興計画は、新しい時代を担う力がはぐくまれるものと期待しております。教育を論ずるとき、よく不易と流行という故事が引用されます。今改めて、先人から受け継がれてきた本市の歴史と文化、教育風土に学び、変えてはならない教育の不易を確かめながら、教育の流行を実現していかなければならないものと思っております。

本年度は、教育振興計画の実質的な初年度となることから、市民や地域の学びを広げながら、家庭・地域の教育力を高め合うため、新たな第一歩を踏み出す大事な年でありますので、これに基づい

た施策を積極的に展開してまいります。

次に、特徴的な事業について御説明申し上げます。

チェリークア・パークの寒河江サービスエリアで実施していたE T C専用のスマートインターチェンジ社会実験が終了し、運営や安全性とともに利便性向上など課題解消と効果が確認されたことにより、昨年10月から寒河江S Aスマートインターチェンジとして恒久設置となりました。スマートインターチェンジの恒久設置により、寒河江中央工業団地やチェリークア・パークに響くつち音が「元気なまち寒河江」を象徴するように弾んで聞こえてまいります。工業団地では新たな建設工事が行われており、チェリークア・パークにおいても自動車学校や温泉施設が相次いでオープンし、さらに新規事業者による建設着工が予定されております。寒河江S Aスマートインターチェンジの恒久設置は、広域的な高速交通ネットワークの整備と、それに伴う交流圏域の拡大、新たな産業の振興、さらには周辺地域の活性化にも大きく寄与するものであり、より一層チェリークア・パーク事業や企業誘致に力を注いでまいりたいと思っております。

同じく、チェリークア・パークの最上川ふるさと総合公園で開催しております花咲かフェアI Nさげえは、昨年28万8千人という多くの来場者を数え、本市のシンボルイベントとして県内外から訪れる多くの方々に、花と緑、せせらぎで彩る「気品ただよう美しい都市(まち)寒河江」の魅力を発信しております。本年は第5回目という節目の年を迎えますので、イベント内容を充実し、フェアに訪れる方々を心からおもてなししなければと思っております。

四季を通じて開催される祭りやイベントに訪れる方々を滞在型観光へと導いていくためにも、「温泉のまち寒河江」としての機能充実とイメージアップが求められております。昨年、温泉開湯50周年を迎えた寒河江温泉では、より一層「温泉のまち寒河江」の情景を醸し出すため、案内用サイン設備を整備するとともに、最も大切とされるおもてなしなどについて、観光産業の関係団体の意識を高め合い、受け入れ態勢の充実に努め、また祭りの内容についても関係団体と検討してまいります。さらに、歴史・文化遺産など、新たな観光資源の発掘と物産の振興にも努めてまいります。

国の農業政策が、本年度から大きく変わろうとしております。国の新たな施策である経営所得安定対策等大綱への対応であります。とりわけ品目横断的経営安定対策への加入対象者が認定農業者と集落営農組織に絞られ、将来の地域農業を背負って立つ認定農業者や担い手の育成、確保が重要な課題となっております。

本市においては、農地の効率的利用を図るための農地利用調整の推進、競争力に強い経営体の育成と地域農業を担う集落営農の推進など、新たな施策に対応した担い手の育成、確保に努める必要があります。今、各地域において、集落営農組織の設立に向けた活動を展開しております。

農政大転換がスタートする年であり、これからの二、三年が農業政策を進めていく上で最も重要な時期であることとらえ、農業経営改善の支援活動をより一層推進してまいりたいと思っております。

全国のトップランナーとなっているグラウンドワーク活動は、平成9年に市民参加による麗しい快適環境づくり基本計画を策定し、本格的始動から10年が経過いたしました。市民・企業・行政がパートナーシップを組みながら、これまで多くの方々から御協力をいただき、花と緑、せせらぎで彩るまちづくりを推進してまいりました。

緑の木立に囲まれた二の堰親水公園へ花一輪を持ち寄りながら、水辺に浮かぶ特設ステージで美しい調べを奏でる水辺の夜会がことしで10回目を迎えることとなります。また、国道112号沿線に色とりどりの花を植栽し、市民やドライバーに潤いと安らぎを与えるフラワーロードは、寒河江を代表する景観の一つとなっており、ことしで20年を迎えることとなります。

今では市民みずからがさまざまな分野において、積極的にボランティア活動やグラウンドワーク活動に取り組み、市民参加による協働のまちづくりが大きく推進されており、今年度も節目の年に合わせ、市民、関係団体、企業と一体となり、事業を進めてまいります。

木の下土地区画整理事業区域の愛称であるほなみ団地には、豊かな田園都市である寒河江市の原風景をイメージして、稲穂が実るように発展していくまちになってほしいという願いが込められております。昨年7月に起工式を終え、新しいまちづくりの整備が始められており、いよいよ本格的に保留地処分が開始され、さらにほなみ団地と市街地とを結ぶ都市計画道路落衣島線や下釜山岸線についても、一体的に進められております。土地区画整理事業は組合施行であります。市施行のまちづく

付金事業を初め、幹線道路や住環境整備についても支援し、美しい町並みの形成に努めてまいります。

このほかの投資事業といたしましては、最上川寒河江緑地整備事業を初め、新規事業である市道西寒河江駅谷沢線整備事業への着手、側溝や舗装、用悪水路、橋梁等の整備についても重点的に取り組み、また洪水ハザードマップの作成など、市民生活に密接な事業にも取り組んでまいります。

教育関係といたしましては、陵西中学校大規模改造事業に係る実施設計を初め、読書の盛んな学校づくり事業、いのちと心を育む学校づくり事業等に取り組んでまいります。また、地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるためには、地域のリーダー育成と地域力の向上を図る必要があります。本年度から、地区公民館長に民間人を登用し、地域づくりの創意工夫と地域力の向上を図るとともに、引き続き、活動拠点となる地区公民館分館等に対する施設整備補助を行い、市民みずからが主体となる事業を展開してまいります。

さらに、地域で暮らす人たちが地域の歴史や生活文化、伝統行事などを探り、学習することによって地域ならではの宝物を発見し、愛着を深めていくことは地域力の醸成に役立つものであり、夢ある未来づくりへとつながるものであります。このため、今年度から新たに歴史文化ふるさと回帰事業を創設し、地域住民みずからの手による歴史文化に係る諸活動を支援してまいります。

本年2月、県内全市町村による山形県後期高齢者医療広域連合が発足し、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行に向け、本格的な準備作業に入ることとなりますので、本市としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、児童養護施設寒河江学園の改築工事や学童クラブへの支援などを初め、少子化対策として特定不妊治療費助成事業や児童手当支給額の増額、さらに特別養護老人ホームしらいわへの支援、障害者自立支援法による新サービスへの対応など、保健・福祉・医療の充実を図る事業についても力を注いでまいります。

国においては、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、地方分権改革をより一層推進しようとしております。また、県においては、山形県事務・権限移譲推進プログラムに基づき、市町村の事務権限の拡大を図っていかうと考えており、本市においても農地法関係の事務が権限移譲されることとなっており、新たな事務の権限移譲についても、県との検討、協議を行い、地方分権の推進に取り組んでまいります。

人口減少社会にあって、団塊の世代と呼ばれる人々が定年を迎えようとしており、数多くの退職者が見込まれております。本市においても、昭和22年から24年までの団塊の世代人口は2千人を超え、男女を問わず多くの方々が就業しておりますので、退職後においても熟練の技術や知識、経験をまちづくりに活用していただきたいと考えております。

また、都市圏からのふるさと回帰や二地域居住など、田舎への転入が期待されていることから、交流や定住、短期・長期を問わず県内外や都市圏から訪れる方々からの意見や感想をまちづくりに生かしていきたいと考えております。このため、団塊の世代対策支援チームを庁内に設置し、さまざまな情報を広域的に発信しながら、団塊の世代の活力を本市の活性化につなげていけるよう事業を実施してまいります。

次に、これらの事業の実現に向けた平成19年度の予算について申しあげます。

本市におきましては、今後とも厳しい財政運営が続くものと見込んでおり、このような状況のもと、本年度においては市税等の収納体制の強化、充実を図り、歳入の確保に努めるほか、課を超えた事務執行体制の本格的な実施、保育所や市民浴場の指定管理者制度の導入や民間委託の実施など、事務の効率化と経費の縮減等に努めてまいります。

本年度における事業への取り組みといたしましては、厳しい行財政状況下においても知恵を出し合い、創意工夫しながら着実に半歩でも前進を図る予算として、将来都市像の具現化に向けて、より元気に豊かにするもの、また市民の願いにこたえ、時代のニーズに即応する事業を厳選したところであります。

「歴史と文化の織りなす気品ある都市（まち）」の形成を目指し、めり張りの効いたものにしたところであり、その結果、一般会計の予算額は135億7,000万円、前年度比で0.7%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は308億4,498万2千円、1.6%の減となります。

「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市（まち）寒河江」を描いていくため、本市がより

美しく、より豊かに、より元気になるように、市民一人一人の気持ちと心を市政に反映しながら、気品あるまちづくりを実践してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、第5次振興計画の施策の大綱ごとの主な施策につきましては、お手元にお配りしております平成19年度市政運営の要旨の8ページから29ページまで、詳細を記載させていただいております。

以上、平成19年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要などについて御説明申し上げたところであり、第5次寒河江市振興計画の将来都市像の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時25分といたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時25分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第44、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第 1 号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、土地売払収入を計上するほか、病院事業会計補助金などを追加し、県施行柴橋日田線整備事業負担金などを減額するものであります。その結果、1 億138万 8 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ142億5,684万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第 2 款総務費は市土地開発公社への補償金2,123万 4 千円を計上するのが主なものであります。

第 3 款民生費は、児童手当2,700万円を減額するのが主なものであります。

第 4 款衛生費は、病院事業会計補助金 1 億5,800万円を追加するのが主なものであります。

第 8 款土木費は、県施行柴橋日田線整備事業負担金2,235万円を減額するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率市債を繰り上げ返済する償還金5,167万 8 千円を追加するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国県支出金2,308万 6 千円、財政調整基金繰入金 3 億4,517万 2 千円、減債基金5,000万円などを減額し、土地売払収入 3 億2,637万 5 千円などを計上するほか、市税 1 億4,000万円、市債4,750万円などを追加し、対応することといたしました。

第 2 表地方債補正については、減税補てん債ほか 5 事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 2 号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護予防サービス受給者の減少に伴い、保険給付費などを減額するほか、後期高齢者等の医療保険制度改正に対応する介護保険システムの改修事業費を追加するものであります。

その結果、1 億2,111万 5 千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億80万 1 千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、介護保険システム改修事業費588万円を追加するほか、介護予防サービス等諸費 1 億円などを減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫負担金2,000万円、支払基金交付金3,162万円、予防給付費収入2,350万円などを減額することといたしました。

第 2 表繰越明許費については、介護保険システム改修事業の年度内完成が日程的に困難なため、全額翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第 4 号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、入院及び外来患者の減少に伴う入院収益及び外来収益などを減額するほか、他会計補助金を追加するものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第 2 条は、業務の予定量について入院及び外来患者数を見直すものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出について、医業収益の入院収益 1 億3,008万 6 千円、外来収益6,051万 8 千円を減額し、医業外収益として新たに他会計補助金9,050万円を追加するほか、医業費用の薬品費及び診療材料費を合わせて 1 億円減額するものであります。

第 4 条は、資本的収入について新たに他会計補助金6,750万円を追加するほか、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び補てん額をそれぞれ減額するものであります。

第 5 条は、新たに一般会計からの補助金 1 億5,800万円を定めるものであります。

次に、議第5号平成19年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

国においては、平成19年度予算を2011年度に国、地方を通じた基礎的財政収支を黒字化させるとした、今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけ、歳出抑制路線を堅持、強化するとしております。

平成19年度の本市一般会計予算は、国の歳出歳入一体改革により、地方交付税、臨時財政対策債などが削減される中、将来を見据えた持続可能な財政運営を行っていくために、限られた財源の有効活用や経常経費などの節減に努め、市債、財政調整基金、減債基金を効率的に活用しながら、地域社会の発展につながる予算としたところであります。

本年度は、行財政改革大綱に示された「市民と行政との協働による行財政運営の推進」を基本とし、第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品たどよう美しい都市（まち）寒河江」の実現に向け、市民みずから行う歴史文化に係る諸活動を支援する歴史文化ふるさと回帰事業などに取り組むほか、木の下土地区画整理事業ほなみ団地の造成と、事業区域と市街地を結ぶ下釜山岸線の整備、陵西中学校大規模改造の実施設計、5年目となる本市のシンボル事業、花咲かフェアINさがえなど、本市発展に向けた事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成19年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ135億7,000万円で、前年度当初予算と比較して0.7%の減となりました。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳入予算の第1款市税につきましては、個人市民税が税源移譲や定率減税の廃止により増収となることから、市民税全体で24.3%の増、固定資産税は新築家屋の増加を見込み2.1%の増、市税全体では9.4%増の52億935万4千円を計上しました。

第2款地方譲与税については、税源移譲分の所得譲与税が皆減することから、66.1%減の1億6,300万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金から第7款自動車取得税交付金までは、平成18年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第9款地方交付税については、これまで補正予算で対応していた西村山広域行政事務組合の交付税措置分を盛り込み、1.9%増の37億988万9千円を計上したところであります。

第13款国庫支出金については、西寒河江駅谷沢線整備事業の取り組みや児童手当国庫負担金等の増加から、35.1%増の7億5,652万3千円を計上いたしました。

第14款県支出金については、障害者介護給付費等負担金の増加などから、0.6%増の5億4,852万1千円を計上いたしました。

第17款繰入金については、財政調整基金から5億4,000万円、減債基金から1億円などを繰り入れ、2.2%増の6億5,267万8千円を計上いたしました。

第19款諸収入については、平成18年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、貸付金収入が増加し、30%増の9億7,208万5千円を計上いたしました。

第20款市債については、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業負担金の支払いが完了したことから、平成18年度を大幅に下回る5億3,070万円を計上いたしました。その内訳は、投資的事業充当分が1億6,770万円、臨時財政対策債が3億6,300万円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の精査と事業費の見直しを行うとともに、引き続き退職職員の不補充、特別職給料及び一般職の管理職手当の削減を実施するほか、指定管理者制度の導入、業務の民間委託や民間人の登用を積極的に行うなど、経費の節減に努めたところであります。

性質別に申し上げますと、人件費については5.1%減の27億6,387万2千円、物件費は5%増の16億2,132万1千円、維持補修費については16%増の2億2,837万3千円、扶助費については0.2%増の11億6,741万4千円、補助費等については17.2%増の19億34万7千円を計上いたしました。

投資的事業については、地域社会の活性化、将来の発展につながる事業に優先的に取り組むことといたしました。

主な事業としましては、民生費では放課後児童対策活動施設新設補助に100万円、保育所整備事業に700万円、さらに寒河江学園改築事業負担金として1,043万6千円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置事業補助に1,024万5千円を計上いたしました。

農林水産業費では、強い農業づくり交付金事業に182万7千円、日田中向地区農道橋整備事業に300万円、農道及び用排水路新設改良事業に280万円、さらに県営事業負担金として3,016万円を計上いたしました。

土木費では、木の下土地区画整理事業にまちづくり交付金事業を含め2億8,350万円、最上川寒河江緑地整備事業に1億円、都市計画道路下釜山岸線整備事業に4,200万円、市道西寒河江駅谷沢線整備事業に1億3,300万円、その他道路改良事業、側溝整備、交通安全施設整備、用悪水路整備等に合わせて5,709万円を計上いたしました。

消防費については、防火水槽設置事業に550万円、ポンプ庫整備事業に200万円、消防ポール設置事業に400万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校の施設整備事業に1,400万円、陵西中学校大規模改造事業に840万円、公民館整備補助事業に156万6千円を計上いたしました。また、文化財の保護と利活用を図るため、白岩の県指定天然記念物である種蒔ザクラ環境整備事業に1,300万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は28.2%減の8億4,480万2千円となりました。

繰出金については、公共下水道事業特別会計に7億5,536万3千円、国民健康保険特別会計に2億1,480万円、老人保健特別会計に3億3,850万7千円、介護保険特別会計に3億7,455万8千円を計上いたしました。

第2表は、特別養護老人ホーム建設基金償還補助金（しらいわ）の債務負担行為を設定するものです。

第3表は、臨時財政対策債など5億3,070万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、一時借入金の最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額について定めようとするものであります。

次に、議第6号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところでありますが、平成19年度の予算は普及率及び水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査と諸経費の一層の節減に努め、編成いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ19億8,621万2千円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億1,592万5千円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業1億7,960万円、単独事業2億5,220万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料など2億491万円、浄化センター建設費に補助事業として1億2,670万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に10億8,887万7千円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に7,150万円、使用料及び手数料に4億8,260万9千円、国庫支出金に1億6,260万円、一般会計繰入金に7億5,536万3千円、また市債については公共下水道事業債などに5億300万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

また、一時借入金の限度額については、8億円と定めるものであります。

次に、議第7号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ960万7千円とするものであり、前年度当初予算と比較して10万円の増となっております。

次に、議第8号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国においては、将来とも良質な医療を確保し、現行制度を持続可能な皆保険制度に再構築するため、昨年、近年にない大幅な医療保険制度の改革を行い、診療報酬の引き下げや患者負担の引き上げなどを実施しております。

また、新たな高齢者医療制度の創設に伴い、本年2月1日に県内全市町村で構成する広域連合が発足し、平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行に向け、準備が進められております。

本会計は、平成18年度に国民健康保険税の減収分に見合う案分率を見直したものの、老人保健拠出金などが増加する中で、依然として厳しい財政状況にあります。

国民健康保険税の収納率の向上及び医療費適正化対策の強化を図るとともに、保健事業の充実などにより、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成19年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,302万8千円で、前年度当初予算と比較して4億4,178万8千円の増額となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費26億1,339万7千円、老人保健拠出金6億2,329万2千円、介護納付金2億1,537万8千円、共同事業拠出金4億2,522万1千円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が12億1,188万2千円、介護納付金分が1億384万6千円、また国庫支出金10億2,934万9千円、療養給付費交付金7億5,464万2千円、県支出金1億5,092万5千円、一般会計繰入金2億1,480万円、給付基金繰入金9,500万4千円であります。

次に、議第9号平成19年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億4,065万9千円で、前年度当初予算と比較して1億7,940万2千円の減額となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費41億2,825万9千円であります。

歳入予算の主な内容は、支払い基金交付金21億5,590万1千円、国庫支出金13億1,600万7千円、県支出金3億2,872万7千円、一般会計繰入金3億3,850万7千円であります。

次に、議第10号平成19年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度については、介護予防事業の充実と相談窓口の地域包括支援センターが十分機能を発揮することにより、高齢者が住みなれた地域で継続したサービスを受けられる体制整備に努めながら、受給者数の増加に伴う給付額の増に対応できる安定した財政運営を行うべく、予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億2,014万3千円で、前年度当初予算と比較して3,175万円の増額となっております。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費20億6,400万円、介護予防サービス等諸費9,000万円、特定入所者介護サービス等費7,560万円、包括的支援事業・任意事業費3,753万2千円であります。

これに対する歳入予算の主な内容は、介護保険料3億9,136万4千円、国庫負担金4億264万3千円、国庫補助金1億4,222万7千円、支払基金交付金7億539万9千円、県負担金3億3,129万5千円、一般会計繰入金3億7,455万8千円、基金繰入金3,728万5千円であります。

次に、議第11号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度は、延べ174回の審査判定会議を見込んでおり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,318万2千円で、前年度当初予算と比較して142万3千円の減額となっております。

次に、議第12号平成19年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ63万8千円とするものであり、前年度当初予算と比較して12万1千円の減額となっております。

次に、議第13号平成19年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度は、医療機器を効果的に更新するなど、地域の医療ニーズに的確にこたえるべく予算編成したところであり、効率的な事業運営により健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数160床で、年間患者数を入院患者4万5,750人、外来患者7万8,400人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしま

した。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が27億3,255万5千円で、このうち医業収益に25億246万8千円、医業外収益に2億3,008万6千円を計上いたしました。

支出総額は27億3,255万5千円で、このうち医業費用は26億7,989万8千円、医業外費用は5,095万7千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が2,762万6千円で、このうち企業債は2,500万円、他会計負担金は262万5千円であります。支出総額は1億308万円で、このうち建設改良費に3,000万円、企業債償還金に7,308万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,545万4千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法などについて定め、第6条は一時借入金の限度額を8億円と定めるものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は一般会計からの負担金額を1億8,000万円と定め、第10条は一般会計からの補助金額を4,000万円と定めるものであります。

第11条は、棚卸し資産の購入限度額を10億500万円と定めるものであります。

次に、議第14号平成19年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申しあげます。

平成19年度は、より安全な水道水の確保と安定供給の維持、効率的な事業運営による健全経営を重点目標に編成したものであります。

以下、予算の大要について御説明申しあげます。

第2条の業務の予定量については、給水戸数1万2,817戸、年間総配水量685万4,000立方メートル、1日平均配水量1万8,726立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億9,698万3千円、支出総額11億8,474万4千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額2億3,799万5千円、支出総額6億8,113万4千円であり、支出の主なものとしては第4次拡張事業に係る配水管網整備や三泉ポンプ場の施設更新などの建設改良費5億1,599万6千円、企業債償還金1億6,413万8千円などであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,313万9千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、三泉ポンプ場施設整備工事のため企業債を起こすもので、その限度額を定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、棚卸し資産の購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第15号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

市議会議員の調査研究活動の充実を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第16号寒河江市副市長定数条例の制定について、及び議第17号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2議案について、関連がありますので一括して御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を定めるほか、関係する条例を改正しようとするものであります。

次に、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正、地区公民館長に民間人を登用することなどに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県職員の給与改定の取り扱いに準じ、扶養手当等の額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市土地開発基金条例の廃止について御説明申し上げます。

基金設置の所期の目的が達成されたことから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

障害者の福祉増進を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

チェリーランド河川敷公園の都市計画決定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、山形県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第28号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江市公共下水道寒河江市浄化センター電気設備更新工事の内容変更に伴い、協定金額を変更する必要がありますので、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第29号土地の処分について御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地内の普通財産である土地について、今後行政財産としての利用計画がないことから処分するため、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、28案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午前 11 時 05 分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。